

4DFF 研究会規約

第1条 名称

本研究会は、4DFF 研究会（英語名：Special Interest Group of 4D and Functional Fabrication）と称し、一般社団法人日本画像学会に属する。

第2条 目的

本会は、デジタル 3D 造形・再現技術による新価値提供を目指した研究と、これらの技術を取りまく社会分野の研究の発展と推進をその活動の目的とする。

第3条 活動

本研究会は第2条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) 4DFF 技術にかかわる研究者並びに技術者間のコミュニティを構築し、その発展を目指す。
- (2) 4DFF 技術の研究を支援・推進する。
- (3) 4DFF 技術の国内を代表する団体として活動する。
- (4) コンファレンスを開催する。
- (5) ジャーナルを発行する。
- (6) 研究会・ワークショップ・シンポジウムを開催する。
- (7) 他の研究団体との協力連携を行う。

第4条 構成メンバー

本会は、4DFF 技術に研究・開発にかかわる研究者・技術者から構成される。

第5条 役員

本会は運営として代表を筆頭とし、運営委員長および委員からなる。

1. 代表 1名
2. 運営委員長 1名
3. 委員（5名以上20名以下）

代表ならびに運営委員長は委員の互選とする。

* 設立時役員は別掲する。

第6条 役員の選出

役員は構成メンバーから選出をする。

第7条 事務局

本会は、役員間およびメンバー間の連絡および会計等の事務を行う事務局を置く。
事務局の設置場所は役員会が決定する。

第8条 入退会

本会への参加に際して以下の年間参加費を徴収する。

参加登録日を参加日とし、その有効期間も同様とする。

*金額については別途付則に定める。

第9条 協賛団体

本会は以下の要件を満たす企業を賛助団体とし、年間協賛金を徴収するとともに、それに付帯する権利として以下のものを提供する。

1) 年間参加費

別途付則に定める。

2) 提供する権利

会が催すコンファレンスにおいて4DFE技術にかかわる技術展示を行うスペースを無償で提供される。会のHP等の広報を通じて賛助会員である旨の告知の提供を受ける。会が催すコンファレンスにおいて、2名まで無償で参加を許可される。

第10条 決議

本会の規約並びに細則については第5条記載の役員で発議し、これの過半数の賛成を以て変更並びに新設することができる。

付則

1. 当面、個人メンバーの年間参加費は2,000円/年とする。ただし変更を行なうことがある。
2. 当面、賛助団体の年間参加費は100,000円/1口とする。ただし変更を行なうことがある。
3. 当面、本会の事務局は日本画像学会内に置き、日本画像学会事務局長がその任を兼任する。
4. 本規約において不明の事に関しては、日本画像学会定款ならびに諸規則に従ってその処置を行う。

設立時役員（発起人名簿）

本会は2019年4月1日に以下の発起人をして発足する。

また下記発起人は初期役員を兼ねる。

代表 : 田中浩也(慶應義塾大学)
運営委員長 : 藤井雅彦(富士ゼロックス)
委員 : 常盤拓司(慶應義塾大学)
山岡潤一(東京大学)
寛康明(東京大学)
林田大造(JSR)
大嶋泰介(ネイチャーアーキテクト)
湯浅亮平(キョーラク)
大柏宣栄(武藤工業)
古賀洋一郎(3DPC)